

## 新潟市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

### (目的)

第1条 本事業は、市内で開催される行政・民間イベント等の主催者に移動が可能なテントや折りたたみ式オムツ交換台を貸し出すことで、「移動式赤ちゃんの駅」として使用してもらったり、乳幼児のオムツ交換や授乳スペースとして利用してもらったりすることで、乳幼児を連れた保護者が安心して参加できるようにすることを目的とする。

### (貸出の条件)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出対象とする団体及びイベントは、次の各号に挙げる要件のいずれにも該当するものであること。

- (1) 新潟市内で開催される、屋外のイベントであること。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベントであること。
- (3) 乳幼児を連れた保護者の参加ができるイベントであること。
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体が主催するイベントであること。

### (貸出対象者)

第3条 本事業で貸出対象とする者は、前条に規定する各種イベント等を開催する主催者(団体等の代表者)とする。

### (貸出の承認等)

第4条 貸出の手続きは次のとおりとする。

- (1) 移動式赤ちゃんの駅の貸出を希望する各種イベント等の主催者は、貸出を受けようとする日の原則3か月前から7日前までに、「貸出承認申請書(第1号様式)」を新潟市長へ提出する。
- (2) 新潟市福祉部こども未来課(以下貸出者という。)は、貸出状況、貸出要件の適格性等により貸出可能と認められた場合には、「貸出承認書(第2号様式)」により主催者へ通知する。また、貸出不可の場合には、「貸出不承認書(第3号様式)」を通知する。
- (3) 貸出承認書の通知を受けた者(以下借受者という。)は、移動式赤ちゃんの駅の引渡指定日に「貸出承認書(第2号様式)」をこども創造センターに持参する。
- (4) 借受者は、「貸出承認書(第2号様式)」と引き換えに移動式赤ちゃんの駅を借り受けることとする。

2 返却の手続きは次のとおりとする。

- (1) 借受者は、各種イベント等終了後、返却指定日に返却指定場所へ移動式赤ちゃんの駅を持参し、「返却確認書(第6号様式)」により点検・確認を受けた後、返却する。
- (2) 借受者は、破損・紛失等があった場合には「破損等報告書(第5号様式)」を

「返却確認書」に添付するものとする。なお、返却後、必要に応じてその状況を聴取することがある。

3 貸出者は、次に挙げる書類を作成し管理するものとする。

- (1) 移動式赤ちゃんの駅貸出台帳(第7号様式)
  - (2) 移動式赤ちゃんの駅貸出管理帳簿(第8号様式)
- (貸出の期間)

第5条 貸出期間は、各種イベント等の開催される期間及びその前後の期間を入れ最長7日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

2 貸出できる移動式赤ちゃんの駅は1セットのみのため、貸出の希望期間が重複する複数の申し込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(経費負担)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は無償とする。

2 貸出期間中における移動式赤ちゃんの駅の運搬等に要する経費は借受者が負担するものとする。

(貸出及び返却)

第7条 「移動式赤ちゃんの駅」は、新潟市福祉部こども未来課の所管とし、こども創造センターに配置する。

(貸出中の管理等)

第8条 借受者は、原則として自らこども創造センターにおいて移動式赤ちゃんの駅を直接借受け、返却しなければならない。

2 借受者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損・紛失等がないか十分に確認しなければならない。

3 借受者は、イベント時に移動式赤ちゃんの駅を破損・紛失した場合は、速やかに貸出者に報告する。

4 借受者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理及び使用すること。
- (4) 予め定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(その他)

第9条 借受者は、各種イベント等開催時、会場内に移動式赤ちゃんの駅が備えられていることを来場者に広く周知するよう努めることとする。

(特例)

第10条 貸出者は、やむを得ない事由により、貸出不能となった場合、貸出承認後で

あっても、「貸出承認取消書(第4号様式)」により、承認を取り消すことができる。

2 貸出者は、特に必要と認めるときは、貸出期間中であっても移動式赤ちゃんの駅を返還させることができる。

(原状回復)

第11条 移動式赤ちゃんの駅を故意に破損・紛失した場合は、借受者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損・紛失等している場合は、市長は借受者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第12条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、借受者が被った損害又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移動式赤ちゃんの駅の貸出について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。